

東日本大震災復興特別区域法案に対する修正案要綱

第一 国会に対する復興特別意見書の提出等に係る規定の新設

1 認定地方公共団体等は、新たな規制の特例措置等の整備その他の申請に係る復興推進計画の区域における復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進に関する措置について、国会に対して意見書（以下「復興特別意見書」という。）を提出することができるものとする。 （第十一条第八項関係）

2 国会は、復興特別意見書の提出を受けた場合において、当該復興特別意見書に係る措置の円滑かつ確実な実施に必要があると認めるときは、所要の法制上の措置を講ずるものとする。 （第十一条

第九項関係）

第二 国と地方の協議会の協議結果の尊重義務に係る修正及び国会報告等に係る規定の新設

一 国と地方の協議会の協議結果の尊重義務に係る修正

国と地方の協議会における会議（以下「会議」という。）において協議が調った場合において、認定地方公共団体等の講ずる措置の円滑かつ確実な実施のために必要があるときは、内閣総理大臣及び国務

大臣のうちから内閣総理大臣の指定する者は、速やかに、所要の法制上の措置その他の措置を講じなければならぬものとする。 (第十二条第八項後段関係)

二 国と地方の協議会の協議結果の国会報告等に係る規定の新設

1 内閣総理大臣は、会議における協議の経過及び内容を、適時に（会議において協議が調わなかった場合には、遅滞なく）、かつ、適切な方法で、国会に報告するものとする。 (第十二条第十項関係)

2 国会は、1の報告を受けた場合において、当該報告に係る措置の円滑かつ確実な実施に必要なものと認めるときは、所要の法制上の措置を講ずるものとする。 (第十二条第十一項関係)

第三 復興交付金に係る修正

一 復興交付金事業計画に記載する事項に係る修正

復興交付金事業計画に記載する事項のうち、第七十七条第二項第四号に掲げるものについて、著しい被害を受けた地域の復興のため同項第三号に掲げる事業に関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業又は事務が含まれるものとする。 (第七十七条第二項第四号関係)

二 復興交付金の交付に関する基本理念に係る規定の新設

1 復興交付金は、特定地方公共団体である市町村（以下「特定市町村」という。）又は特定市町村の存する都道府県（以下「特定都道府県」という。）がその地域の特性に即して自主的かつ主体的に復興交付金事業等を実施することを旨として交付されるものとする。こと。（第七十九条第一項関係）

2 復興交付金の交付に当たっては、特定市町村又は特定都道府県がその創意工夫を発揮して復興交付金を充てて行う事業又は事務を実施することができるように十分に配慮するものとする。こと。（第七十

九条第二項関係）

三 原子力発電所事故による災害への対処に係る規定の新設

1 国は、東日本大震災による著しい被害からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、特定市町村又は特定都道府県が講ずる措置であつて、原子力損害の賠償に関する法律により原子力事業者が賠償すべき損害に係るものについても、復興交付金を交付することができるものとする。こと。（第八十条第一項関係）

2 1の規定は、国が当該原子力事業者に対して、1の復興交付金の額に相当する額の限度において求償することを妨げるものではないものとする。こと。（第八十条第二項関係）

四 地方公共団体への援助等に係る規定の新設

1 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、特定市町村又は特定都道府県に対し、復興交付金を充てて行う事業又は事務の円滑かつ迅速な実施に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならないものとする。 (第八十一条第一項関係)

2 関係行政機関の長は、復興交付金を充てて行う事業又は事務の実施に関し、特定市町村又は特定都道府県から法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該事業又は事務が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。 (第八十一条第二項関係)

五 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例に係る規定の新設

復興交付金に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律による実績報告は、復興交付金事業計画に掲げる事業又は事務ごとに行うことを要しないものとし、同法による交付すべき額の確定は、復興交付金事業計画に掲げる事業又は事務に係る交付金として交付すべき額の総額を確定することをもって足りるものとする。 (第八十二条関係)